

四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例（素案）

平成 27 年 11 月

## 四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、四国中央市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、四国中央市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額20,000円を基礎とし、その年度に属する月数分を範囲として交付する。

2 政務活動費は、議員からの申請に基づき、年度の最初の月に当該年度に属する月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者又は年度の最初の月後に申請を行った者に対しては、議員となった日又は申請を行った日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名、若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の○日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が休日（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その日後において最初の休日でない日とする。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、使途を証する書類その他それに準ずる書類の

写し又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、市長に申し出て当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

- 2 市長は、第5条に規定する政務活動に要する経費に該当しない支出があると認めるときは、議長に対しその旨を通知するとともに、当該議員に対して当該政務活動に要する経費に該当しない支出の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により政務活動費の返還を命ぜられた議員は、返還を命ぜられた日の翌日から起算して14日以内に市長に返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の収支報告書の閲覧等については、四国中央市情報公開条例（平成16年四国中央市条例第15号）の例による。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	調査研究に要する宿泊費等の経費並びに調査研究に要する経費
要請陳情活動費	要請陳情活動に要する交通費等の経費
広報広聴活動費	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
研修費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、意見交換会等の実施及び参加に要する経費
資料購入費	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費